

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年4月23日(2009.4.23)

【公表番号】特表2005-505377(P2005-505377A)

【公表日】平成17年2月24日(2005.2.24)

【年通号数】公開・登録公報2005-008

【出願番号】特願2003-535646(P2003-535646)

【国際特許分類】

A 6 1 B	6/03	(2006.01)
A 6 1 B	8/00	(2006.01)
G 0 1 T	1/161	(2006.01)
A 6 1 B	5/055	(2006.01)
G 0 1 R	33/30	(2006.01)

【F I】

A 6 1 B	6/03	3 2 3 E
A 6 1 B	6/03	3 7 7
A 6 1 B	8/00	
G 0 1 T	1/161	E
A 6 1 B	5/05	3 9 0
A 6 1 B	5/05	3 6 6
G 0 1 N	24/02	5 1 0 Y

【誤訳訂正書】

【提出日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象となる患者のトモグラフィック画像を1つ以上得るための第1の撮像装置であり、前記第1の撮像装置の少なくとも一部は、前記撮像装置により画像を1つ以上形成する間に患者が軸方向に並進するのに通る第1の開口を持つ第1の撮像装置、

前記第1の撮像装置の前記第1の開口と略位置合わせされる患者を支持するための第1の患者支持構造体であり、前記第1の開口より下のローディング位置から前記第1の開口と略位置合わせされるスキヤニング位置へ患者を持ち上げる第1の患者支持構造体、

前記第1の患者支持構造体から患者を受け取るための前記第1の開口に延在する第2の患者支持構造体、及び

前記第1の開口と略位置合わせされる前記第1の患者支持構造体上に支持される患者を前記第1の開口に並進させるために、前記第1の開口に向かい又は前記第1の開口から離れるほうに前記第1及び第2の患者支持構造体を実質的に移動させずに、前記第1の患者支持構造体から前記第2の患者支持構造体へ患者を並進させる患者位置決め装置を有する医療撮像器具。

【請求項2】

前記患者位置決め装置は、前記第1の開口に向かい又は前記第1の開口から離れるほうに前記第1及び第2の患者支持構造体を実質的に移動させずに、前記第1の患者支持構造体から前記第2の患者支持構造体へ前記患者を引き寄せるアクチュエータを有する請求項1に記載の医療撮像器具。

【請求項 3】

前記患者位置決め装置により前記第1の患者支持構造体から前記第2の患者支持構造体へ前記患者を並進させる前に、前記第1及び第2の患者支持構造体を垂直方向に位置合わせするためのアクチュエータを1つ以上さらに含む請求項1又は2に記載の医療撮像器具。

【請求項 4】

前記患者位置決め装置は、

前記第1及び第2の患者支持構造体上に患者を支持するための患者パレット、

前記患者パレットに固定されるつなぎ綱、及び

前記第1の患者支持構造体から前記第2の患者支持構造体へ前記患者パレット及び前記患者を引き寄せるための前記つなぎ綱を引き込ませる前記第1の患者支持構造体に対し前記第1の開口の逆側に固定される駆動機構を有する請求項1に記載の医療撮像器具。

【請求項 5】

前記第2の患者支持構造体は、前記第1の開口から、前記第1の患者支持構造体から離れる方向に、少なくとも患者の身長と同じくらい大きな距離を前記第1の開口の外側に延在し、前記患者位置決め装置は、前記第2の患者支持構造体の略全長を横切って前記患者を並進させる請求項2又は4に記載の医療撮像器具。

【請求項 6】

前記患者パレットは、前記つなぎ綱が前記駆動機構により引き込まれるので、前記第1及び第2の患者支持構造体に沿ってスライドする請求項4に記載の医療撮像器具。

【請求項 7】

前記第1の医療撮像装置はマルチモダリティトモグラフィック撮像装置である請求項1に記載の医療撮像器具。

【請求項 8】

対象となる患者を受け入れるための第1の開口を持つ第1のトモグラフィック医療撮像装置、

前記対象となる患者を受け入れるための第2の開口を持つ第2のトモグラフィック医療撮像装置、

前記第1の撮像装置の前記第1の開口と略位置合わせされる患者を支持するための第1の患者支持構造体であり、前記第1の開口より下のローディング位置から前記第1の開口と略位置合わせされるスキヤニング位置へ患者を持ち上げる第1の患者支持構造体、

前記第1の患者支持構造体から患者を受け取るための前記第1及び第2の開口に延在する第2の患者支持構造体、

前記第1及び第2の撮像装置の前記第1及び第2の開口を通り並進させるために前記第1及び第2の患者支持構造体上に患者を支持するためのパレット、及び

前記第1及び第2の患者支持構造体に沿って且つ前記第1及び第2の撮像装置の前記第1及び第2の開口を通り前記パレットをスライドするための駆動機構であって、前記第1の開口に向かい又は前記第1の開口から離れるほうに前記第1及び第2の患者支持構造体を実質的に移動させずに、前記パレットをスライドする駆動機構

を有する医療撮像器具。

【請求項 9】

前記第1の開口と前記第2の開口との間の距離は介護者と前記対象となる患者との間に直接のスキンシップを可能にする請求項8に記載の医療撮像器具。

【請求項 10】

前記第1の開口と前記第2の開口との間の前記距離は、介護者に前記第1の撮像装置と前記第2の撮像装置との間にいる前記対象となる患者に1つ以上の介入アプリケーションを行うことを可能にする請求項8に記載の医療撮像器具。

【請求項 11】

前記第1の開口と前記第2の開口との間の前記距離は、介護者にバイオプシー手法の少

なくとも一部を前記対象となる患者に行うことを可能にする請求項10に記載の医療撮像器具。

【請求項 1 2】

前記第1の撮像装置は、CT、MRI、X線及び超音波装置からなるグループの1つを有する請求項8に記載の医療撮像器具。

【請求項 1 3】

前記第2の撮像装置は、SPECT及びPET装置からなるグループの1つを有する請求項8ないし12の何れか一項に記載の医療撮像器具。

【請求項 1 4】

前記第1及び第2の撮像装置の前記第1及び第2の開口の軸は、略位置合わせされる請求項8に記載の医療撮像器具。